

# 令和7年度 豊橋市立細谷小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方 「いじめをしない・させない・見逃さない」

### (1) いじめについての基本的な認識

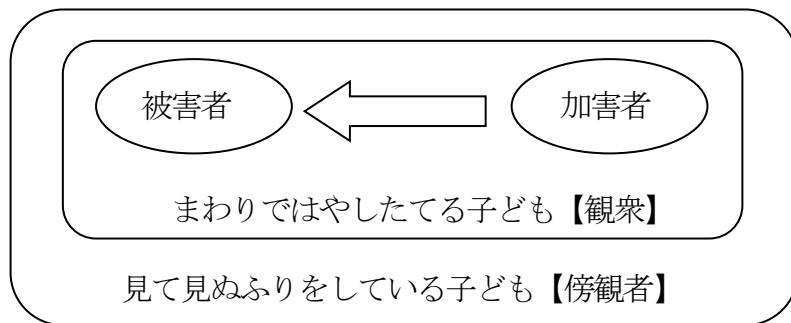
- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの禁止（同法第四条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

- ・いじめは、どの子にもどの学級にも起こり、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- ・本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても「いじめがあった」という認識をもち、常に被害者の立場になっていじめの把握に努める。
- ・「暴力を伴わないいじめ」は目につきにくい上に、全ての子どもが巻き込まれる可能性が高いため、とりわけ注意が必要である。
- ・いじめは「被害者」と「加害者」だけでなく、まわりではやしたてる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」との三重の構造をもつ。



### (2) いじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを踏まえて、日頃から子どもの小さなサインを見逃さないように、未然防止や早期発見に努めるとともに、学校組織として全職員で迅速に対応していく。

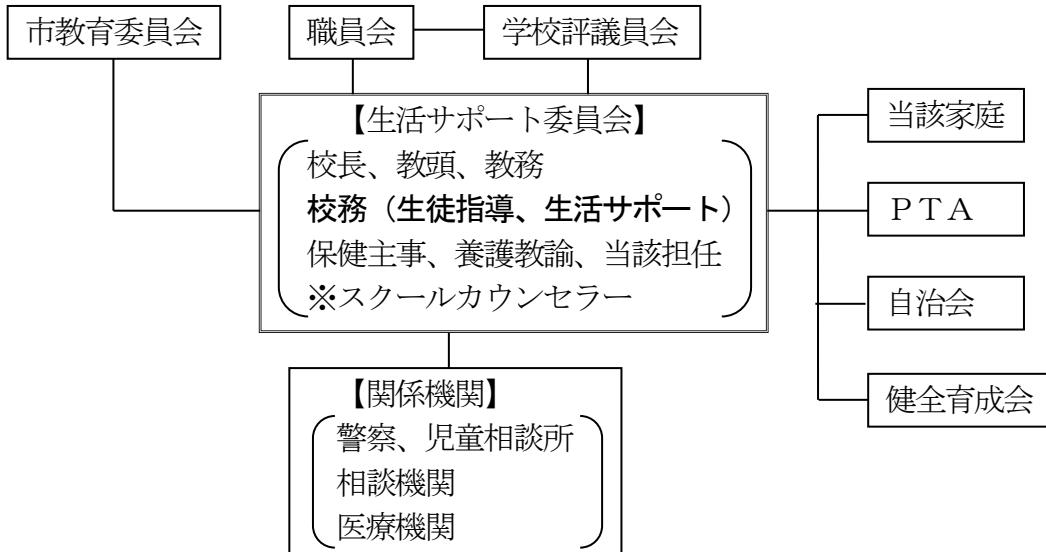
### (3) 安全・安心に生活できる学校づくり

学校は、子どもたちが教職員や仲間との信頼関係の中で、安心かつ安全に生活できる場でなくてはならない。そのために次のことについて学校全体で取り組んでいく。

- ・子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくりに取り組む。
- ・少人数である本校の特色を生かし、あらゆる活動の中で子どもたち一人一人に活躍の場を与えることを通して、学校・学級の仲間の一人である自覚と自信を身につけ、自己肯定感や自己有用感を育てていく。

## 2 いじめ防止のための組織

いじめ防止のための組織として、校内に「生活サポート委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、子どもたちからの訴えを一部の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



### (1) 「生活サポート」の役割

- ア 本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
  - ・定期的に学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議及び校内児童情報交換会で「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底と、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどの共通理解を図る。
  - ・毎月の学校生活ふり返りアンケート（別紙1-1、1-2）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 子どもや保護者学校、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・細谷小だより、学年だより等を通して、学校評価結果やいじめ防止の取り組み状況等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### (2) 「関係機関」の役割

- ア 法的根拠に基づく毅然とした対応
- イ 専門的見地からの学校への指導・助言と本人、保護者への支援

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

ア 日頃から仲間づくりを大切にして良好な人間関係を築き、互いに認め合い、ともに成長していく温かい学級づくりを進める。

- 本校グランドデザイン……「明るく、思いやりのある子」
- 本校生徒指導の重点 ……「なかよくできる細谷の子」
  - ・たてわり活動の推進
  - ・あいさつ運動・キャンペーンの実施
  - ・特別支援学級と通常学級の交流
  - ・仲間と力を合わせる体験活動  
(野菜や花の栽培、収穫、調理、会食等)
  - ・道徳教育を重視した心の教育活動
  - ・小沢小との交流活動

イ 子どもの活動や努力を常に評価し認めるを通して、自信をもたせ、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ イのために「わかる授業づくり」に努め、どの子も能動的に授業に参加し、活躍できる場面を意図的に設定するなど、授業改善を進める。

- 本校グランドデザイン……「深く考え、すすんで勉強する子」
  - ・子どもたちが意欲的に取り組む授業づくり
  - ・個に応じた指導の工夫
  - ・話し合い活動を基本にした「みつめる場」の設定
  - ・全担任による授業研究会の実施

エ 「わかる授業づくり」のために、日頃からチャイム着席や正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、基本的な学習規律の徹底を図る。

- 本校生徒指導の重点 ……「あいさつができる細谷の子」
  - ・授業の始めと終わりの挨拶
  - ・発表するときのルールの徹底
  - ・発表を聞く姿勢
  - ・互いの考えを認め合い、共感する態度

オ 不適切な言動や差別的な態度等で、相手を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、教師自らが注意するとともに、子ども同士でも配慮するようとする。

カ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、細谷いのちのプロジェクト、学校農園での栽培活動、運動会や学習発表会などの学校行事を通して、命の大切さ、仲間を思いやる心の育成を図る。

キ 情報モラル教育を推進し、子どもたちがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

ク 携帯電話やパソコンだけでなく、インターネットやメールの可能なゲーム機の使い方にについても継続的に指導し、家庭と連携しながらトラブルの発生を未然に防止する。

## (2) いじめの早期発見・早期対応の取り組み

- ア 学校生活ふり返りアンケート（別紙1-1、1-2）や教育相談を全学年で毎月実施し、子どもの小さなサインや些細な兆候を見逃さないように努める。
- イ いじめ発見チェックポイント（教師用）（別紙2）により子どもたちの様子を注視するとともに、家庭用チェックポイント（別紙3）により家庭からの支援を求める。
- ウ 遊びやふざけなどのように見えても気になる行為があった場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の情報を全職員で共有し、放置することができないようにする。
- エ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。（学校生活ふり返りアンケート、日記、連絡帳、個人面談、休み時間中の会話等を通して）
- オ 子どもたちが悩みを打ち明けたり相談したりしやすい場所として、保健室を校内相談室として位置付ける。
- カ 必要に応じて、外部の相談機関や医療機関等を紹介する。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めることを第一とする。
- イ いじめの発見・通報を受けたら一人の教職員で抱え込みず、「生活サポート委員会」を中心に組織的に速やかに対応する。
- ウ 被害者やいじめを知らせてきた子どもを守り通すという姿勢で対応する。（集団守秘）
- エ 速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は市教委はじめ被害者・加害者の保護者に連絡する。連絡は家庭訪問を基本とする。
- オ 被害者には「あなたが悪いのではない」「全ての先生方が守るよ」という旨を告げるなど、できるだけ不安を除き心身の安全を確保する。
- カ 加害者には教育的配慮のもと、ときには毅然とした姿勢で指導を行い、保護者には事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者、本人への継続的な助言を行う。
- キ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- ク いじめが起きた学年へのはたらきかけを行い、いじめの3重構造を踏まえて、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。（互いに認め合える人間関係づくり、いじめを自分の問題として捉えさせる。）
- ケ インターネットによるいじめへの対応については、家庭と連携しながら、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して情報モラル教育を進める。
- コ 単なる形式的な謝罪をいじめ解決と捉えず、継続して十分な注意を払い、被害者、加害者双方が納得できるよう必要な支援を行うことを通して、よりよい仲間づくりに努める。

## 4 学校の取り組みに対する検証・見直し

### (1) P D C Aサイクルによる見直し

いじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）の中で見直し、より実効性のあるものとなるよう定期的に改善を図る。

## (2) 学校評価アンケートの活用

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月予定）し、生活サポート委員会で取り組みの検証を行う。

## 5 その他

- ・長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止や早期発見に取り組む。  
(全校集会、学級活動、「たのしい〇休み」プリント等)
- ・家庭、児童生徒とのパイプを切らない。「つなぐ」という意識)

### 【重大事態への対応】

○ 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第二十八条）
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
● 児童生徒が自殺を図った場合
● 身体に重大な障害を負った場合
● 金品等に重大な被害を被った場合
● 精神性の疾患を発症した場合など
二 いじめにより当該学校に在学する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「相当の期間」とは年間30日（不登校の基準）を目安とするが、この限りではない。
※児童や保護者から重大事態の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

- (1) 重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態と扱う。
- (2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、別紙4【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「細谷小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害者と保護者に対して適切に情報を提供するとともに、別紙5に従って速やかに市に報告する。また、加害者にも相応の情報を提供する。（状況による）
- (5) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害者・被害者双方やその保護者の心のケアに努める。